

「田淵地磁気逆転地層」パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託に係る  
企画提案（プロポーザル）実施要領

平成 31 年 4 月

市原市教育センター

## 1 目的

本実施要領は「田淵地磁気逆転地層」パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託の実施にあたり、その契約相手方（一者）を企画提案方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

「田淵地磁気逆転地層」パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託

### (2) 期間

契約日から令和元年9月30日まで

### (3) 委託内容

本実施要領及び「『田淵地磁気逆転地層』パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおり

### (4) 予算額

2,945千円（消費税込）

本上限額は、原稿製作及び印刷製本の総額を対象としたものであり、提案価格はこの上限額を超えてはならない。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (5) 公募に係る日程（予定）

	内 容	日 時
①	手続き開始の公示 実施要領等の配布	平成31年4月25日（木）から
②	質疑の受付締切	令和元年5月13日（月）午後5時15分まで
③	質疑への回答	令和元年5月15日（水）
④	参加表明書等の提出期間	平成31年4月25日（木）から 令和元年5月17日（金）午後5時15分まで
⑤	書類審査結果通知	令和元年5月21日（火）
⑥	説明会の開催	令和元年5月23日（木）午後3時より
⑦	業務提案書等の提出期間	令和元年5月21日（火）から 令和元年6月4日（火）午後5時15分まで
⑧	審査会① (ヒアリング参加者の選定)	令和元年6月11日（火）
⑨	ヒアリング参加者の選定結果通知	令和元年6月12日（水）
⑩	審査会② (ヒアリングの実施)	令和元年6月20日（木）13時30分より
⑪	選定結果の通知	令和元年6月26日（水）

⑫	契約予定日	令和元年7月1日（月）
---	-------	-------------

(6) 事務局

市原市教育委員会 学校教育部 教育センター  
〒290-0062 市原市八幡 20  
TEL. 0436-41-3338/FAX. 0436-41-3395  
電子メール kyouiku-center@city.ichihara.lg.jp

3 参加申し込みについて

(1) 参加者の要件

参加者は次の要件をすべて満たす必要がある。

- ア 本業務に類似する業務（マンガ、イラスト等が入ったパンフレット、その他本業務の成果品に類似する冊子の作成等）の受注実績がある者
- イ 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止及び指名保留措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者
- ウ 募集開始の日から起算して前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者
- カ 市原市に課税客体があるものにあつては、市税の滞納がない者
- キ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者

(2) 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ア 参加者が当該企画提案審査に対して二つ以上の提案をしたとき
- イ 参加者が他人の提案の代理をしたとき
- ウ 参加に対して事実と反する申請や提案などの不正行為があつたとき
- エ 期限内に企画提案書を提出できなかったとき
- オ 市原市暴力団排除条例と照らし、提案者として適当でないとき
- カ その他、市原市が指示した事項に違反したとき、及び義務を履行しなかつたとき

(3) 参加申し込み

企画提案に参加を希望する者は以下の書類を提出すること。

ア 提出物

- ①様式1-1 参加意思表明書1部
- ②様式1-2 法人概要1部
- ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書）1部
- ④印鑑証明書1部
- ⑤本要領「3-(1) 参加者の要件」のアに定める受注実績を確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）1部
- ⑥法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」1部
- ⑦市税完納証明書（市原市に課税客体のある者に限る。）1部

※証明書等の発行日は申請日から起算して3ヶ月以内のものとする

※⑥⑦については平成31年4月26日から令和元年6月28日までの期間において有効な市原市の入札参加資格（委託部門及び物品部門）を有する者は省略できる

イ 提出方法

次の提出先に、提出期限までに持参又は書留郵便により提出すること。

①提出先

〒290-0062 市原市八幡 20

市原市教育委員会 学校教育部 教育センター （本企画提案審査会事務局）

②提出期限

令和元年5月17日（金） 午後5時15分（必着）

（4）参加資格可否の決定

本事業への参加の可否については、本要領「5-（1）企画提案審査会の設置」にある企画提案審査会が「（1）参加者の要件」に基づき審査を行い、参加資格可否決定通知書（様式2）により各参加者に電子メール又は郵送にて通知する。（令和元年5月21日（火）発送予定）

参加資格を得た者は、本要領に基づき、企画提案書一式（様式5）等を提出するものとする。

なお、参加不可の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により、参加不可の理由についての説明を求めることができる。市は、参加不可の理由についての説明を求められたときは、請求日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により回答するものとする。

（5）質疑応答

本事業についての質問事項がある場合は、次のとおり照会すること。

ア 照会方法

質問事項書（様式3）を電子メールで送付する。また、電子メールを送付した際には、質疑者から事務局に必ず確認の電話をすること。その他の方法による照会は受け付けない。

①送付先

市原市教育委員会 学校教育部 教育センター （本企画提案審査会事務局）

電子メール kyouiku-center@city.ichihara.lg.jp

②照会期限

令和元年5月13日（月） 午後5時15分まで（期限厳守）

イ 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、令和元年5月15日（水）に参加者全員に対して、質問事項回答書（様式4）を電子メールにて送付する形により行う。

（6）資料の配布

参加希望者には、下記のとおり関連資料を配布する。

ア 配布場所

市原市教育センター

イ 配布期間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布資料

本企画提案の審査会が指定する提案書5-22ページずつの小学生版・中学生版のパンフレット

原案

（7）企画提案説明会

本要領「3-（3）参加資格可否の決定」により参加資格を得た者を対象に、令和元年5月23

日（木）午後 3 時より（予定）に企画提案書記載事項等についての説明を行う。

#### 4 企画提案書等の提出について

##### (1) 企画提案書等の提出

参加資格を得た者は、次のとおり企画提案書一式（様式 5）等を提出するものとする。

提出書類の部数等は **11 部**とし、ファイル等にまとめて綴り提出すること。

これらの電子データを電子メールか CD-ROM により提出すること。

※添付資料については、Word または Excel 形式での保存とすること。

##### ア 提出物

①様式 5 企画提案書一式

②参考見積書（自由書式）

③様式 5-4 「類似業務の実績」に記載した業務の成果品

※別紙「『田淵地磁気逆転地層』パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託に係る企画提案書記載要領」の項目及び順番に基づき、提案書を作成すること。

なお、記載事項が本件の（見積り）範囲外の場合は、誤解を生じさせないようその旨明記すること。

##### イ 提出方法

次の提出先に、提出期限までに持参又は書留郵便により提出すること。

##### ①提出先

市原市教育委員会 学校教育部 教育センター（本企画提案審査会事務局）

〒290-0062 市原市八幡 20

電子メール kyouiku-center@city.ichihara.lg.jp

##### ②提出期限

令和元年 6 月 4 日（火）午後 5 時 15 分

##### (2) 企画提案書の提案内容及び評価基準

##### ア 企画提案書の提案内容について

企画提案書は、本要領、仕様書及び「『田淵地磁気逆転地層』パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託に係る企画提案書記載要領」に基づき記載すること。

##### イ 企画提案書の評価基準

審査項目		内容	配点
①	業務の実施体制	○会社としての本業務を実施するにあたっての体制について審査する。また、工程を検証し、業務実施に支障はないか審査する。 ・適正な人員体制、人員配置がなされているか。(10 点) ・業務工程及びスケジュールは適当か。(10 点) ・類似業務の実績はどうか。(10 点)	30 点
②	設計のコンセプト・自社の強み	○本件で提案するパンフレット作成についての設計コンセプトや自社の強みについて審査する。  ・パンフレットの設計コンセプトはどうか。(5 点) ・自社の業務に対する強みはどうか。(5 点)	10 点
③	マンガ・イラストのデザイン	○小学生版原案について審査会が指定する 2 ページについて審査する。	50 点

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成・色合い・わかりやすさ・文字・キャラクターの親しみやすさかどうか。(20点)</li> <li>○中学生版原案について審査会が指定する2ページについて審査する。</li> <li>・構成・色合い・文字はどうか。また、科学的に誤解を与えないわかりやすいイラストになっているか。(20点)</li> <li>○その他本業務にとって有益な提案かを基準として審査する。</li> <li>・上記で示したものを以外に工夫はあるか。(10点)</li> </ul>	
④	経費見積金額及び内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様に沿った価格が提示され、業務実施に支障はないか審査する。</li> <li>・見積内訳と提案内容に乖離がないか。また、経費を大きく要する部分についてはその根拠について説明を行っているか。(10点)</li> </ul>	10点
配点計			100点

評価は「5-(1) 審査委員会の設置」による企画提案審査会の審査員が行い、全員の評価点の合計が最も高い者を受託予定者として選定する。

ただし、いずれかの審査項目で極端に低い評価があった場合は、評価点の合計点が最も高い者でも受託予定者にはしない。

評価点と同点の場合は、次の順序で評価点が上位の提案をプロポーザル上位者とする。なお、評価点が全ての審査項目において同点であった場合は提案価格の低い者を選定する。

第1位③マンガ・イラストのデザイン

第2位①業務の実施体制

第3位②設計のコンセプト・強み

第4位④経費見積金額

## 5 審査について

### (1) 審査委員会の設置

本件企画提案における審査は、以下のとおり構成される「田淵地磁気逆転地層」パンフレット原稿製作及び印刷製本業務委託に係る企画提案審査会（以下、審査会という）において行うこととする。企画提案審査会は、企画提案書に関するヒアリングを実施し、審査項目に基づき評価を行い、受託予定者を特定する。

No.	所属	説明	審査員数
1	教育センター	職員	3
2	指導課	理科担当職員	1
3	ふるさと文化課	地磁気逆転地層担当職員	1
4	市内各小中学校	市原市教育センター理科学習資料編集委員代表 小中学校各1名	2

※審査会事務局：教育センター1名

(2) 一次選考の実施（参加者が6者以上の場合）

参加者が6者以上の場合は、企画提案審査会が一次選考を実施し、上位5者をヒアリング参加者として選定する。一次選考の方法は、企画提案書等の提出物について4-(2)-イの企画提案書の評価基準の①から⑤までの項目を採点し、ヒアリング参加者を選定する。

選定結果は、全ての参加者に電子メールにより通知する。

一次選考実施の有無及び実施する場合の日程等については、参加資格可否の決定と併せて通知する。

(3) ヒアリングの実施について

企画提案書について、次のとおりヒアリングを行う。

ア 日程

令和元年6月20日(木)13時30分より（予定）

※一者25分程度とし、開始時間、場所等の詳細は連絡責任者に通知する。

イ 実施内容

①企画提案書についての説明（15分程度）

②質疑応答（10分程度）

ウ 留意事項等

ヒアリングは企画提案審査会が行い、説明者は3名以内とする。

説明用のプロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、事務局で用意するので、希望者は事前に申し出ること。その他に必要な資料、機材等がある場合は、説明者が準備すること。

なお、ヒアリング審査の順番は、提案書の提出時に抽選により実施することとする。

(4) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は「4-(2)-イ 企画提案書の評価基準」によるものとする。

(5) 選定の方法

選定は以下のとおり行うこととする。

ア 審査員の個人評価

「4-(2)-イ 企画提案書の評価基準」に基づき、審査員が企画提案書及びヒアリング審査の評価・採点を行う。

イ 審査会での討議・総合評価

審査員個人の評価をもとに審査会において、評価の理由や観点について確認・討議を行い、それに基づき審査員個人が再評価を行ったうえで集計し、審査会としての総合評価とする。

ウ 最優秀提案者の選定

審査会としての総合評価において最高得点となった者を最優秀提案者として契約の相手方として選定する。

(6) 審査結果の通知

企画提案審査会で審査した結果については、参加者全員に、書面により選定・非選定の理由を付して通知する。

また、各提案者（選定されなかった者については会社名を除く。）に関し、「4-(2)-イ 企画提案書の評価基準」に基づく結果について公表する。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知及び公表は以下のとおり行うこととする。

ア 結果の通知

ヒアリング審査の終了後から5営業日以内を目途にすべての参加者に対し、文書により結果を通知する。

イ 結果の公表

選定結果は本市ウェブサイト上で公表する。

ただし、最優秀提案者については社名と得点、それ以外の者は社名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

ウ 詳細結果の説明

本企画提案の参加者のうち詳細結果の説明を求める者は、選定結果の通知日から30日以内に、書面（様式は任意）によりその旨本市に意思表示をすること。

ただし、この説明は事務局が口頭及び資料の交付により対応することとし、対象等は以下のとおりとする。

①対象…最優秀提案者と説明を求めた参加者

②範囲…審査項目の評価結果（審査員名は匿名化する）

6 受託予定者の取り扱い

(1) 契約手続き

市は、企画提案書の審査により、選定した参加者を受託予定者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続きを行うものとする。

(2) 受託予定者の取り消し

受託予定者が、本要領「3-(1) 参加者の要件」に示した事項を満たさないことが明らかになった場合、又は本業務の契約を締結するまでの間に市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止及び指名保留措置を受けることとなった場合は、その者とは契約を締結せず、次点の者と契約を締結することとする。

(3) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書及び仕様書に基づき、市と協議の上、行うものとする。

7 その他留意事項

(1) 参加意思表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、本事業への参加の資格を取り消すこととする。この場合、受託予定者の選定後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。また、契約後にあつては、その者との契約を解除し、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。

(2) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は提出者の負担とする。

(3) 参加意思表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 提出された各資料については、特別な事情がない限り、再提出は認めない。

(5) 提案書の著作権は企画提案書提出者に帰属する。ただし、市が企画提案の報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 市に提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

- (7) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、又は市原市情報公開条例及び市原市情報公開条例施行規則に基づく請求があった場合に、市原市情報公開条例第7条の各号に掲げる情報を除き、公表することがある。
- (8) 前号により公表する場合、市がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (9) 本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は、市原市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、市原市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (10) 本件の審査結果に対する異議は一切認めない。
- (11) 本企画提案の実施期間中（公告から選定結果の通知まで）は、本件に関する質疑等は必ず事務局を通して行うこととし、他の提案者を貶めるようなものは当然のこと、審査状況の確認等、本件企画提案に関しての審査員及びその対象部署への接触行為を禁ずる。
- (12) 契約は、最優秀提案者の選定後に行う要件の整理を経てから行うものとする。
- (13) 本要領に定める事項の他、必要な事項については、別途市が定めるものとする。